

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



【小諸市動物園 パンダマウスのハロウィン】

(使用許諾：小諸市商工観光課)

10月
No.215

- I. 事業承継税制とインボイス..... P 1
- II. 医療法人に経営情報の報告が義務化されました..... P 3
- III. インボイスの実務的なQ&A..... P 5
- IV. 今年もあとわずか、贈与の検討はお早目に！..... P 6
- V. 電子納税の要件..... P 7
- VI. 「ステルスマーケティング」規制について..... P 8
- VII. 私の履歴書 19 P 9
新入職員の紹介・お知らせ..... P 11
事務所カレンダー・編集後記..... P 12



1. ジャニーズ事務所の特例事業承継税制

9月下旬、記者会見の場にてジャニーズ事務所が、ジャニー喜多川氏の性加害の事実を認めました。その記者会見の場では多くの問題が噴出しましたが、その中で我々が特に気になったのが、姪であり現代表取締役のジュリー氏が代表取締役に残った事で、特例事業承継税制の適用を受ける為ではないのか？と疑問視された点についてです。週刊文春の記事ではジャニーズ事務所の相続税は860億円になると試算されており、特例事業承継税制の適用要件に「5年間代表者であること」と「5年間の株式等保有」がありますので、それらをクリアする為に代表者で居続ける必要があったのではないかとする訳です。

調べてみると、確かにジャニーズ事務所は資本金1,000万円以下で、従業員を雇用し実際に事業を行っている中小企業である事から、特例事業承継税制の適用については全く合法です（年商1,000億超、資産800億とも言われ実質的に上場企業と同等であるジャニーズ事務所に適用される事の世間的な心象は別として）。

特例事業承継税制は、上場しておらず株式の現金化が難しい中小企業において、株式を後継者にスムーズに渡す為に設けられた税制であり、担税力の無い後継者や、会社に過大な税負担が掛かり、経営や会社そのものに大きな影響を与える事を避ける目的で制定された税制です。経営者が高齢化していながら、事業承継の進んでいない、現在の日本に必要な税制です。

今後ジュリー氏は「代表取締役を降り事業承継税制の活用をやめて、速やかに納めるべき税金をすべて支払い、会社を廃業し終わらせます。」と発言しています。実際に860億円もの相続税の支払いをされるのかは分かりませんが、恐らくそうはならないのではないのでしょうか（早速発言は覆され代表は継続される様子です）。今後、現ジャニーズ事務所は事業を行わず、補償業務を行った後に廃業されるとの事で、860億円の相続税を支払った場合、予定している補償業務にも何かしら支障が出るでしょう。

現在のジャニーズ事務所の様な状況に陥った場合に、特例事業承継税制の救済措置として「事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予税額の免除」が設けられており、納税猶予の適用を受けた場合にも事業継続が困難な場合に、（例えば会社を解散させた場合には）その解散時点の株価で、株式の相続税額が再計算される事になります。今回の場合に当てはめると、被害者への補償が完了していない現在では、会社の債務が未確定であり「納めるべき税額」も未確定な事から、補償が完了したのちに解散を行い、改めて株価とそれに伴う相続税額を計算する事になるのではないのでしょうか（解散までに会社の財産が0円以下になっていけば当然株価も0円となり株式に関わる相続税は発生しません）。

有利な価格でのファンドや企業への株式売却のオファーもあった様子ですが、被害者の方への補償の為に、今回のスキームを選ばれた様子です。ジャニー氏の才覚によって多額の資産を保有する事になったジャニーズ事務所は、被害者への補償債務としてその資産を吐き出し、その幕を閉じる事になるかもしれません。今



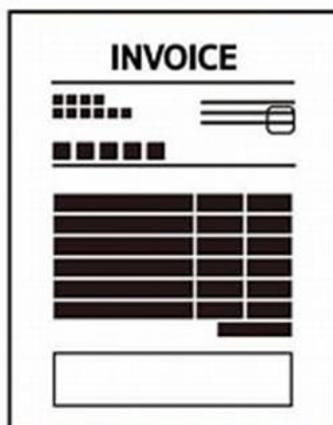
回のニュースは芸能界としても大きなニュースですが、我々税理士にとっても大きなニュースであり注目しています。

2. インボイス制度の実施の影響について

10月に入りインボイス制度が実施されました。手にするレシートや領収書の書式が、ふと気になってしまう方もいらっしゃるのではないのでしょうか。私も先日、私用で出かけた際に受け取ったタクシーの領収書が、インボイスの要件を満たしていなかった事を確認し、制度による社会の混乱を肌で感じています。インボイス制度は免税事業者や経理担当者、税理士等の苦勞がクローズアップされますが、実は全ての方に影響がある制度です。例えば10月から電気料金が値上がりします。電力会社はFIT（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）により太陽光などの再生可能エネルギーで発電された電気を、国が決めた価格で買い取る事を義務付けられており、企業だけでなく、一般の家庭からも電気の買い取りを行っています。これら一般家庭は当然免税事業者であり、インボイスは出ません。結果、電力会社は一般家庭から購入した電気について仕入税額控除を受ける事が出来ず、その負担は結果、電力料に上乗せされる事となり、10月～3月までの半年で約58億円電力料の請求が増えると試算されています（※資源エネルギー庁の資料より）。その他にも建設業界やIT業界等フリーランス（一人親方）に業務を委託することが多い業界では、委託先からインボイスが出ない場合、企業側が消費税を負担しなければならず、企業側の利益減や顧客への請求増となるのは必至でしょう。この様に、各所でインボイスを原因とした値上げが発生する見込みです。



インボイスの税務調査での対応については、国税庁のインボイス対応室長が、週刊ダイヤモンドのインタビューにて「まずは制度の普及に重点を置いており、しゃくし定規な調査はしない方針です。領収書一枚一枚を見て細かい不備などを厳しく指摘するというよりも、取引の継続性を重視するなど、柔軟な対応をします。」と発言しており、即座に厳密な調査が行われる可能性は低そうですが、裏を返せば将来的には、厳しく不備の指摘をすることも解釈でき、今後税務調査の場で書式や不備が問題になりそうです。





Ⅱ. 医療法人に経営情報の報告が義務化されました

すべての医療法人はこれまでの事業報告とは別に、令和5年8月以降に決算を迎える法人から毎年、会計年度終了後、原則3か月以内に病院・診療所ごとの経営情報を都道府県（長野県では保健福祉事務所）へ報告することになりました。

1. 目的

平常時から医療機関の経営状況を把握しデータベース化することで、医療政策への活用や国民の理解に向けて丁寧な説明を行うためと言われております。

2. 対象

すべての医療法人。ただし措置法67条の経費を概算経费率利用により計算した場合には対象外です。

3. 報告方法

医療機関等情報支援システム（G-MIS）（注）による報告か、あるいはプリントアウトした書面での郵送報告が認められています。

（注：全国の医療機関（約38,000）から、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器）や医療資材の確保状況等を一元的に把握・支援するシステムで、報告用ユーザーの1次登録は令和5年6月に終了）

4. 報告事項

経営状況に関する情報の様式中、備考に「任意記載」とない科目は、必須記載科目です。対応する科目に収益及び費用の状況を記載することになります。

① 経営状況に関する情報

病院・診療所共通必須報告事項	病院必須報告事項	共通任意記載事項
○医業収益 入院診療収益 その他の診療 外来診療収益 その他の診療収益 その他の医療収入 うち運営費補助金収益	室料差額収益	保険診療収益・公害等診療収益 保険診療収益・公害等診療収益 うち保健予防活動収益
○材料費 医薬品費・診療材料費・医療消耗 器具備品費・給食材料費		
○給与費 （うち消費税課税対象費用） 役員報酬・給料・賞与 賞与引当金繰入額・退職給付費用・ 法定福利費		
○委託費	うち給食委託費	うち給食委託費
○減価償却費	○設備関係費	

○機器賃借料	(うち消費税課税対象費用) うち減価償却費 うち機器賃借料	
○その他の医業費用 (うち消費税課税対象費用) うち水道光熱費 うち控除対象外消費税等負担額 うち本部費配賦額	○研究研修費 (うち消費税課税対象費用) ○経 費 (うち消費税課税対象費用) うち水道光熱費 ○控除対象外消費税負担額 ○本部費配賦額	
○医療利益 (又は医業損失)		
○医業外収益 うち運営費補助金収益 うち施設整備補助金収益	○臨時収益	○臨時収益 うち受取利息及び配当金
○医業外費用 うち運営費補助金収益 うち施設整備補助金収益	○臨時費用	○臨時費用 うち支払利息
○税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		○法人税、住民税及び事業税負担
○当期純利益 (又は当期純損失)		

※青文字記載項目：令和5年8月1日～令和6年7月31日終了事業年度については経過措置で任意記載事項になっています

② 職種別の給与（給与・賞与）及び、その人数（7月1日基準日）

[報告対象職種] ○医師 ○歯科医師 ○薬剤師 ○看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）	○その他の医療技術者等 ・診療放射線技師・臨床工学技師・診療検査技師・リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）・歯科衛生士・歯科技工士・栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・看護補助者・事務職員（事務担当職員、医師事務担当職員、診療情報管理士）・その他の職員
---	--

※ 給与総額の対象期間は直近1月1日～12月31日、これによりがたい場合は会計年度

5. 公表方法

公表する経営情報については、新たな制度によるデータベースの属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表し、医療法人から提出された個別の医療機関の情報は公表しない。

各様式データ・作成要綱は以下のホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

なお、当事務所では報告様式と同じ病院会計準則を採用したMX（医業DB）ソフトを利用しています。（担当：監査部第2課）





Ⅲ. インボイスの実務的なQ&A

今月 1 日よりインボイス制度が始まりましたが、制度が始まったばかりで、実務上、「こんな時はどうする？」という疑問や戸惑いが多いと思います。そこで、本稿ではインボイスの実務的なQ&Aの事例と留意点をご紹介します。

1. 登録関係

Q 1 : 登録後に基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下になると免税事業者になるか？

A : 課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の場合には原則、免税事業者となりますが、インボイス発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下になっても免税事業者になれませんので留意が必要です。

Q 2 : 取引先の登録番号の有効性を確認する方法は？

A : インボイス登録番号の有効性を効率的に確認する方法として、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」の Web - API 機能又は公表情報ダウンロード機能を利用する、若しくは、これらの機能に対応している会計ソフト等を導入するなどの方法が考えられます。

2. インボイスの交付関係

Q 3 : インボイスはいつから交付する必要があるか？

A : 令和 5 年 10 月 1 日以後の取引分からインボイスの交付義務があります。

その際、インボイスを交付する売手が出荷基準により令和 5 年 9 月に課税売上げを計上し、買手が検収基準により令和 5 年 10 月に課税仕入れを計上するといったように、売手と買手の売上げ及び仕入れの計上時期が一致しないこともあります。

この場合、売手からすると、インボイス制度開始前に行った取引とその取引に係るインボイスの交付義務はありません（※返還インボイスも同様の扱いになります）。

買手からみると、売手における課税売上げの計上時期が令和 5 年 10 月 1 日以後となる取引分から、仕入税額控除を適用するためにインボイスの保存が必要となります。

Q 4 : 商品の委託販売を行う場合、どのようにインボイスを交付するのか？

A : 委託販売においても本来、課税資産の譲渡等を行う委託者が購入者にインボイスを交付する必要があります。しかし、受託者が委託者を代理して、委託者の名称と登録番号を記載した委託者のインボイスを、受託者が購入者に交付する代理交付が可能です。

また、委託者及び受託者がインボイス発行事業者であること及び委託者が受託者に、自己がインボイス発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していることの 2 要件を満たすことで、委託者に代わって、取引の媒介又は取次ぎを行う受託者が、自己の名称と登録番号を記載したインボイスを購入者に交付できる媒介者交付特例があります。同特例は、物の販売などを委託し、受託者が買手に商品を販売するような取引だけではなく、請求書の発行事務や集金事務といった商品の販売等に付随する行為のみを委託するような場合も対象となります。

(担当：監査部第 1 課)



IV. 今年もあとわずか、贈与の検討はお早めに！

今年も残すところ二ヶ月ほどとなりました。贈与のご検討はお済みでしょうか。

贈与と言われ、まず暦年贈与を思い浮かべた方が多くいらっしゃると思いますが、この暦年贈与制度は、その名が示すとおり年末が1つの区切り（締切り）となります。

贈与するものがお金でしたら、年末ギリギリでも間に合うでしょう。しかし、不動産や会社株式を贈与しようとお考えの場合、事前準備として財産の評価計算が必要となりますので、時間的な余裕を充分にもって動かれるのが良いでしょう。

1. 暦年贈与とは

1年間（1月1日～12月31日）の贈与が110万円の基礎控除額以下だった場合に贈与税がかからない仕組みを利用した贈与の方法です。例えば、年間110万円の贈与を10年間続けると1,100万円が非課税となり、贈与税申告の必要はありません。

なお、110万円を超える贈与を行う場合、贈与財産の額に応じて税率10～55%の贈与税（注1）が課されることとなります。お金や株式を分割して渡したいときは暦年贈与が向いていると考えられます。

注1：20歳以上の方が直系尊属から受けた「特例贈与財産」、その他の「一般贈与財産」と税率が多少異なります

2. 定期贈与に注意

年間110万円の控除額以内で、生前贈与を非課税で行うことができる暦年贈与ですが、贈与の仕方によっては定期贈与とみなされ、その一連が贈与税の対象とされることもあります。

定期贈与の例示：10年間にわたり毎年110万円を贈与する

あらかじめ定めた期間内に定期的に同じ金額をすることを取り決めたことから、定期金給付契約に基づく贈与とみなされ定期贈与に該当することとされます。この場合、110万円の贈与を10年間行った総額1,100万円について贈与税が課せられることとなります。

3. 相続時精算課税制度の検討

令和6年1月1日より改正の本制度、今年は暦年贈与とセットで話題になってきました。この改正で、節税効果は限定的ですが多少改善されています。

とはいえ、継続適用条件や小規模宅地の特例が使えないデメリット、そして将来の価格変動リスク、などと慎重にならざるを得ない部分は残っています（詳しくは、事務所ニュース税制改正特別号、2月号とでご確認ください）。

暦年贈与を行いつつ、時期を見て相続時精算課税制度に切り替えるという考え方もありますので、お早めにご検討ください。

（担当：監査部第3課）





V. 電子納税の要件

電子納税は、税金の納付手続きを自宅やオフィスからインターネットを経由して電子的に行う手続きです。電子納税を活用すれば、税務署や金融機関に赴いて納付する必要がなく、パソコン等のみで納税手続きが完結できますので、納付書による納税をされている方は電子納税の検討をしてみてはいかがでしょうか。

1. 電子納税の種類

電子納税にはいくつかの種類がありますので、まずはそれぞれをご紹介します。

① ダイレクト納付

ダイレクト納付とは、事前に税務署へ届出等をしておき、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して電子納税を行う方法です。インターネットバンキングの契約が不要となる他、電子申告データをそのまま利用できる等のメリットがあります。

② インターネットバンキング、ATM等による納付

インターネットバンキングやATM等を利用して電子納税を行うこともできます。インターネットバンキング等による電子納税には、登録方式と入力方式という2つがあり、利用可能な金融機関は、ペイジーに対応した金融機関となっています。

登録方式とは、e-Tax ソフト等を使用して申告書を提出した後に、提出した納付情報等に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方式です。

入力方式とは、e-Tax に納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号としてご自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方式です。

登録方式では、全税目の納税が可能であるのに比べ、入力方式では6税目に限定されています。いずれの方法を採用しましても、電子申告による情報が必要となるため、事前に e-Tax 情報をご用意の上ご利用することとなります。

2. 電子納税の要件と留意点

ダイレクト納付、インターネットバンキング等、どちらを選択してもまずは e-Tax の開始届出書を(電子申告の開始)提出することが必要です。つまりは現在電子申告を行っている法人、個人の皆様はすでに電子納税の準備がひとつ終わっているという事になります。

その後、ダイレクト納付に関しては前期のとおり、税務署へ利用届出書を提出することで、利用が可能となります。

インターネットバンキングを利用する場合は、電子申告をした際に発行される電子納税情報を使い、インターネットバンキング上で入力していくことで、納税が完了します。電子納税情報は電子申告後、e-Tax のメッセージボックスに届きます。具体的に必要となる電子納税情報は次頁の図の通りです。



電子納税データ														
行	入力項目の名称	入力データ												
1	収納機関番号	0	0	2	0	0	(納付先となる国税庁を表す固有の番号です)							
2	納付番号												会社の利用者識別番号 16桁	(利用者識別番号)
3	確認番号												会社の暗証番号 6桁	(国税受付システムに事前登録した「納税用確認番号」)
4	納付区分												(税目 + 申告区分 + 元号 + 課税事業年度始期)	
	入力例	3	0	0	4	5	0	5	0	4	0	1	消費税(300) + 確定(4) + 令和(5) + 令和5年4月1日(050401)	
5	金額													

インターネットバンキング等を利用される場合で、登録方式による電子納税を選択する際には事前登録が必要となります。新たに電子納税を始めたいという方は、監査担当者までお問い合わせください。

(担当：監査部第1課)



VI. 「ステルスマーケティング」規制について

広告であることを隠し、消費者を特定の商品やサービス等に誘導する「ステルスマーケティング」(以下「ステマ」という)。欧米に比べ、日本はステマに対する規制が遅れていると指摘されていましたが、令和5年10月1日から景品表示法の「禁止行為」になります。

1. 景品表示法とは

景品表示法の正式名称は、**不当景品類及び不当表示防止法**といます。

景品表示法が制定された目的は、商品やサービスの取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、消費者の利益を保護することにあります。

2. ステマ規制とは

ステマとは、例えば、事業者がインフルエンサーに対して、商品を紹介する動画を投稿するように依頼し、インフルエンサーが事業者から依頼されたものであることを隠して動画を投稿するような場合をいいます。

ステマになる例 (大量のハッシュタグにまぎれさせる)



最近のお気に入り
お出かけにぴったり！
#リュック #リュックサック
#ファッション #かわいい
#街歩き #秋コーデ
#ファッション好きとつながりたい #広告



消費者に、事業者がした表示ではないと誤認される、又は誤認されるおそれがある表示を規制することになりました。

これは『「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準』で消費者庁長官決定として明らかにされました。

3. 規制対象となる2つの条件

令和5年10月1日から次の2つの条件を満たしたものが規制対象となります。

① 事業者が内容の決定に関与している

例) 対価を提供して著名人にレビューの投稿を依頼している

② 一般消費者が宣伝であると判別することが困難である

例) 宣伝であることが全く記載されていない、または認識しにくい方法で記載している

違反した事業者は行政処分の対象となり、再発防止策等を講じる命令が出されるとともに、処分を受けたことを公表される場合があります。

参考図書：TKC事務所通信10月号、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準

(担当：英和コンサルティング)



Ⅶ. 私の履歴書 19

所長 佐藤英人

上田の大型温泉旅館の再生のスポンサーになっていただいた、東京、恵比寿の株式会社フレグインターナショナル（以下、「フレグ」といいます。）の総務部長から呼び出されて、私の会社で、温泉旅館を買い戻したところ、その温泉旅館と同じように民事再生を指導してほしいと依頼されたというのが前回でした。

今回はその続きです。ネットで取れる情報ですので実名で記載させていただきます。

1. 民事再生の作業を依頼される

温泉旅館の買戻しは、2008年8月に実行いたしました。私は当時、毎年7月中旬には宮古島でダイビング仲間と一週間ほどダイビング三昧でしたが、この年は宮古島で契約書を作成し、帰ってきた足で会社に行き交渉し、7月29日には契約締結。8月に、代金をオリックスから融資を受けて振り込みをして決済しました。この頃からネット環境もよくなったことがあり、沖縄で携帯電話もメールも一切無視してリセット、ということはありませんでした。（トホホ）

さて、フレグはリーマンショックによる不動産不況に巻き込まれており、準備を進め、12月18日に東京地裁に民事再生を申請しました。負債総額 257 億円という大型事件であり、シティ法律事務所の服部弘志弁護士に依頼し、ほかに東京丸の内法律事務所の高木裕康弁護士ほか2人の弁護士が申立て代理人となりました。

先立つ9月からはフレグの経理部長が退職したこともあり、当事務所の原田が代わりに週2日から多いときは5日、恵比寿ガーデンプレイスにある本社に出張し、経理を見ながらの準備作業となりました。

2. 九段会館で債権者説明会

申立て一週間後の債権者説明会は、今は無くなってしまった千代田区の九段会館のホールで開催し、収容人数2,500人の会場が、ほぼいっぱいになるほどの債権者が詰め掛けました。私も会計補助者として壇上に座わっていましたが、客席前面にいかつい方たちが占めていたので心配しましたが、債権者説明会は、特に問題なく終了しました。

九段会館は大学生時代に、夜から翌朝まで宿泊して、靖国神社の参拝者に食事の手配をするアルバイトで結構長い間、通ったところでしたので、感慨無量でした。

スポンサーについては結局、村上ファンドのレノに決まり、最終契約は当事務所の西新橋事務所で朝打ち合わせをしたことを覚えています。レノはリーマンショックで経営破綻した不動産会社を取得し、2009年にはダイナシティ、フレグ、ジョイント・コーポレーション、などを傘下におさめました。10月にはSBIホールディングスの株式を6%取得して話題になりましたが、問題がおきて翌年には村上ファンドとの関係を解消したようです。

民事再生当時、フレグはたしか22ヶ所程度のワンルームマンションを建設中であり、レノは各金融機関と交渉して工事を仕上げた売却し、それなりの業績を得たと聞いています。

3. 東京事務所開設

フレグの民事再生で、私も原田も東京出張が多くなっている中、服部弁護士から東京事務所を開設するように要請されました。服部弁護士は全国的にゴルフ場の再生に関わっている有名な弁護士ですが、当事務所を会計補助者として紹介し、一緒に新規案件に取り組んでいきたい、そのためには虎ノ門にある服部弁護士のシティ法律事務所の近くに事務所がないと紹介しにくいということでした。

原田と数か所見て回り、結局、新築で最上階が空いていた西新橋のビルを借りることとしました。ワンルームマンションなのですが、最上階だけ2部屋が一緒になっており、1室は事務所に、もう一室は会議室と宿泊できるように、ソファベットの入れました。少し家賃は高かったのですが、ホテル代が節約できるので、その分、新橋の居酒屋で飲めるということも魅力でした。当初は原田が東京事務所の所長税理士で、原田が独立してからは中村税理士に変更し、その後、税理士事務所は廃止し、英和経営ブレーンの本社として今年3月まで開設していましたが、コロナでリモート会議が多くなり、また、私の病気もあって出張も減ってきたことから、約12年で役目を終え閉鎖しました。

その間、コロナ前までは東京の関与先や案件で毎週のように宿泊しながら、拠点として活用しました。



新入職員の紹介



たけうち けん
竹内 健

(監査部第2課 所属)



昨年9月に入所いたしました竹内健と申します。
家業を営む傍らで育ち、この業界に興味を持ちました。

入所してから一年が経ち、まだまだ若輩者ですが、弊所経営方針である「顧問先第一主義」を心に留め、皆様と一緒に新しい時代を共創して参る所存です。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

☆お知らせ☆

しなのビジネスセンターが事務所を移転致しました

令和5年9月1日、エイワ税理士法人グループの株式会社しなのビジネスセンターが事務所を移転し、リニューアルオープン致しました。

移転先はエイワ税理士法人小諸事務所のすぐ隣り、向かって右側になります。お近くにお越しの際はお気軽にお立ち寄りください。

弊社は関与先企業皆様の人材に関するお悩み解決のお手伝いをさせていただいております。

「人手不足を解消したい」「こんな人材を採用したい」「派遣スタッフが欲しい」等、皆様からのご相談をお待ち致しております。



株式会社しなのビジネスセンター (移転先)

〒384-0014 長野県小諸市荒町1-5-6 Tel:0267-31-5678 fax:0267-31-0640

提供サービス:人材紹介・人材派遣・採用支援 等



事務所カレンダー



※この予定は変更する場合もございます

10月	3日(火)	会議・研修日
	21日(土)	営業日
11月	1日(水)	会議・研修日
	25日(土)	営業日
12月	1日(金)	会議・研修日
	11日(月)	住民税納期特例納付期限 (6月～11月分)
	16日(土)	営業日
	29日(金)	(AM) 反省会・(PM) 大掃除
	30日(土)～1月4日(木) 年末年始休業	

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議： 午前9:30～11:00頃まで
	・研修： 午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちに
ご連絡させていただきますのでご了承ください。 なお、**緊急の場合はお知らせください。**

編集後記

いよいよ10月となり、すっかり秋めいた今日この頃です。消費税インボイス制度が施行され、会計事務所においてもインボイス対応に則した監査や確定申告の対応が求められるようになりました。今まで以上に監査時や決算時には多くの資料をお願いすると思います。その際は何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。続く電子帳簿保存法の対応につきましてもご準備の程、よろしくお祈りいたします。

終わりの見えない燃料価格や食料品などの価格高騰、円安やコロナウイルスによる影響等々、考えるだけで具合が悪くなりそうです・・・

しかしながら、10月は行楽にうってつけの時期です！

心身ともにデトックスを兼ねて旅に出るのも良いかもしれません。私は小布施に栗を食べに行つてこようと思います。

